

北九州港港湾計画書

— 改訂 —

平成23年 12月

北九州港港湾管理者
北九州市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成8年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成8年11月港湾審議会第161回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成9年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成10年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成11年7月北九州市地方港湾審議会
- ・平成11年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成11年11月港湾審議会第170回計画部会
- ・平成12年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成12年11月港湾審議会第174回計画部会
- ・平成13年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成14年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成15年5月北九州市地方港湾審議会
- ・平成15年12月北九州市地方港湾審議会
- ・平成16年12月北九州市地方港湾審議会
- ・平成17年1月北九州市地方港湾審議会
- ・平成17年3月交通政策審議会第13回港湾分科会
- ・平成17年7月北九州市地方港湾審議会
- ・平成17年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成18年8月北九州市地方港湾審議会
- ・平成18年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成18年11月交通政策審議会第20回港湾分科会
- ・平成19年10月北九州市地方港湾審議会

- ・平成19年11月交通政策審議会第27回港湾分科会
- ・平成21年1月北九州市地方港湾審議会
- ・平成21年3月交通政策審議会第34回港湾分科会
- ・平成21年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成21年11月交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年6月北九州市地方港湾審議会
- ・平成22年12月北九州市地方港湾審議会

の議を経た北九州港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	北九州港への要請	1
2	計画の基本方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	旅客船埠頭計画	13
3	危険物取扱施設計画	14
4	専用埠頭計画	15
5	水域施設計画	16
6	外郭施設計画	20
7	小型船だまり計画	21
8	マリーナ計画	25
9	臨港交通施設計画	26
IV	港湾の環境の整備及び保全	28
1	廃棄物処理計画	28
2	港湾環境整備施設計画	29

V	土地造成及び土地利用計画	30
1	土地造成計画	30
2	土地利用計画	31
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	32
1	効率的な運営を特に促進する区域（PFI）	32
2	効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）	33
3	臨海部物流拠点を形成する区域	34
VII	その他重要事項	35
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設	35
2	港湾及び港湾に隣接する地域の保全	37
3	大規模地震対策施設	38

I 港湾計画の方針

1 北九州港への要請

北九州港は、九州と本州の結節点に位置しており、古くから交通の要衝として栄え、昭和 26 年に下関港と併せて関門港として特定重要港湾に定めた。

平成 20 年における港湾取扱物は、外 3 115 万トン、内 7 821 万トン、内リー4 329 万トン、計1 937 万トンとなっている。

北九州港は、国の国際拠点港湾に位置し、成長している地域の一大拠点として、国際交流を促進する北部九州地域を核として、本地域の経済を牽引する重要な役割を担っている。

一方で北九州港を取り巻く環境は、年大きく変質している。人口の増加と国際交流の増加を結ぶ基盤は、ナシの輸送の増加に伴い、ナシ船の大型化、港地の拡大が進んでいる。また、地域では、経路交流の国際化の進展に伴い、域内輸送の増加に伴い、国内輸送との一貫性を確保するための輸送能力あるリーディング船に輸送要請を求めている。

物流の効率化を目的として、ナシの輸送（コンテナ物）運搬船についても積極的に船の大型化が進んでいる。また、海運利用の拡大に伴い、用地確保の観点から、臨海部への進出規設備投資の進捗、一貫性にあたる設備の整備を求めている。

地区の成長を促進し、リーディング船を利用して、九州を往来する外国客も増加しており、その多くは他港から来国している。そのため、九州内海港との連携を促進し、国際旅客の要請に適切に対応していく必要がある。

また、門 港 地区 の 資 の 力 上 な 、交流拠点機能
に取り 必要 ある。北九州港は のある港であり、 年の
造の に て、 ・ 利用とな た ・ リ を
定 として 用したいとする要請も ま ている。 のため、古
くな た港の施設 その を い いの として 用するな 、
ま づくりと 和した港づくりを ていく必要 ある。

公 を し環境の を たしてきた北九州市では、市 の環境
く、市 の 点に た環境 環境保全への取り
ま ている。北九州市は、平成 20 年 7 月、国から 環境 市
に 定 ており、 会の に て な取 を ている。
その で、北九州港は、船 の 港湾 にお る
一の 、物流に関 する 2 めら ている。
な市 を えるため、廃棄物及び 土 の処分
を ・ 定的に 保していく必要 ある。

の地震の からも、港湾 、物資 基地及び物流拠点としての
機能を たしており、震 の備えとして、 に える 拠
点となる施設の 保は重要である。また、北九州港の 施設について
は、利用 を め、計画的な施設の更 ・ と かつ効
率的な 管理を進めていく と めら ている。

らには、 くの船 通 する関門 では、 船 の
船 の大型 に の水 、港内では、 に
ていない小型船の とな ており、船 の 全のため、
・ 地な の水域施設 小型船の 施設の整備 めら ている。

2 計画の基本方針

成 しい に き に位置する港湾として、後 に
地するものづくり の 力を するとともに、 の環境
を目 する北九州市を港の分 から えるため、平成 30 年 を
目 年次として、 下の方針の下、港湾計画を改訂する。

(1) 【物流】ものづくり産業を支える港づくり

ナ船の大型 進 ている 基 に対 するため、
本海 本地域な 域からの を とともに、 の
ナ ナ の利用促進を る。
地域との国際分 の進 に 定 輸送（海
輸送） 要に対 するため、国際及び国内 リー・
とな た ナ 物流の を る。 ら
を 機的に せ、 輸送にお る国際拠点港湾を目 ず。
料運 船 の船 の大型 に対 するため、 、 地
を し、港湾機能の を る。
24 運用 能な海上 港である北九州 港の特 を かし、上
輸送 なた 物を輸送する ナ ナの を目 ず。
の ナ に対 した 力的な 用地を 保する。

(2) 【交流】多くの人が憩い賑わう港づくり

北九州港の を かした 拠点について、 らに 力ある
拠点として 大を り、 客の 客に める。
国際旅客 要 ナ 要の に対 するため、 の
市と北九州港を結 国際 リー ナ 船 の
の を る。

(3) 【環境】環境首都にふさわしい港づくり

市の する 水 に対する の まりに対 し、しめる港湾 を形成するため、地 力的な水際 の整備を進める。

- 一 の更なる進 に対 するため、国内 リー・船・ に る 輸送機能の を る。な市 の を えるため、廃棄物及び 土の処分 を 保する。

(4) 【安全・安心】災害に強く、安全・安心な港づくり

大規模地震 した において、 物資の 及び国際・国内 輸送機能を 保するため、震 の整備を進める。小型船 の 施設の を するため、港内の 全 の上に めな ら、小型船 施設の を る。

(5) 港湾空間のゾーニング

物流・交流・環境・ 全の な機能 和し、 する の い 港湾 を形成するため、港湾 を 下の に利用する。

門 地区、 門 地区、 門 北地区、 地区、地区、 海 地区、 地区及び 地区 部の 部は、物流関一 とする。

門 港 地区、 地区 部の 部、 地区は、交流拠点一 とする。

地区、 地区、 地区、 地区、 地区、北 地区、地区は、一 とする。

地区 部の 部、 地区は、一関 一 とする。門 北地区北部の 部、 地区 部の 部、 地区北部・部の 部、 地区北部の 部は、地 リ 一 一 とする。

地区 、 地区北部は、廃棄物処理 一 とする。

Ⅱ 港湾の能力

目 年次（平成30年）における取扱物、船客を次のとおり定める。

取扱貨物量	外 (外ナ)	3 7 2 0 (1 0 5 0 7 3)
	内 (リー)	8 3 4 0 (4 5 0 0)
	計	1 2 0 6 0
船 旅客		1 7 0

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

(1) 外埠頭計画

部の外リー・物、その他、成
の外物を取り扱ため、公共埠頭を次のとおり計画する。

公共埠頭計画

門北地区

水 10 1 ー 230 定計画の変更計画

埠頭用地 3 (施設用地及び保管施設用地)

定計画の変更計画

定計画

水 7 5 1 ー 180

埠頭用地 2 (施設用地及び保管施設用地)

海 地区

水 1 1 1 ー 2 1 0 設

埠頭用地 3 (施設用地及び保管施設用地) 設

下の 定計画を する。

(定計画
水 1 1 1 ー 2 1 0
埠頭用地 3 (施設用地及び保管施設用地))

地区

水 7 5 3 ー 3 9 0 設の変更計画

水 4 5 1 ー 8 0 設の変更計画

埠頭用地 4 (施設用地及び保管施設用地)

設の変更計画

(設
水 7 5 2 ー 2 6 0
水 4 5 3 ー 1 8 0
埠頭用地 4 (施設用地及び保管施設用地))

地区

水	8	5	1	—	1 5 0	設の変更計画
水	5	5	1	—	9 0	設
埠頭用地	3		(施設用地及び保管施設用地)	
						設の変更計画

設						
水	7	5	1	—	1 3 0	
水	5	5	1	—	9 0	
埠頭用地	3		(施設用地及び保管施設用地)	

地区

水	1	3	1	—	2 6 0	定計画の変更計画
水	1	0	1	—	1 7 0	定計画の変更計画
埠頭用地	7		(施設用地及び保管施設用地)	
						定計画の変更計画

定計画						
水	1	3	2	—	5 2 0	
水	7	5	2	—	2 6 0	
埠頭用地	1	3	(施設用地及び保管施設用地)	

地区

水 1 1 1 ー 2 5 0 定計画の変更計画
埠頭用地 1 0 (施設用地及び保管施設用地) 定計画

(定計画
水 1 2 1 ー 2 5 0 ナ船用
埠頭用地 1 0 (施設用地及び保管施設用地)

(2) 外 ナ埠頭計画

の ナ物 要に に対処するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

公共埠頭計画

地区

下の 定計画を する。

定計画				
水 1 4	2	—	6 6 0	ナ船用
水 1 3	2	—	6 0 0	ナ船用
水 7 5	2	—	2 6 0	
埠頭用地 5 7	(施設用地及び保管施設用地)		

地区

下の 定計画を する。

定計画				
水 1 2	1	—	2 5 0	ナ船用
埠頭用地 1 0	(施設用地及び保管施設用地)		

(3) 内 一 埠頭計画

船 の利用に対処するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

公共埠頭計画

門 地区

水 7 5 1 ー 1 8 0 規計画

埠頭用地 5 (施設用地及び保管施設用地) 規計画

門 北地区

下の 定計画を する。

(定計画)
水 7 5 1 ー 1 8 0
埠頭用地 2 (施設用地及び保管施設用地)

(4) 内 埠頭計画

、その他 の内 物を取り扱 ため、公共埠頭を次のと
おり計画する。

公共埠頭計画

門 地区

水 4 5 2 ー 1 6 0 規計画

埠頭用地 1 (施設用地及び保管施設用地) 規計画

門 地区

下の 定計画を する。

(定計画
水 7 5 2 ー 2 6 0
埠頭用地 4 (施設用地及び保管施設用地))

地区

水 5 5 1 ー 1 0 0 定計画の変更計画

埠頭用地 2 施設用地及び保管施設用地

定計画の変更計画

(定計画
水 7 5 2 ー 2 6 0
埠頭用地 3 (施設用地及び保管施設用地))

地区

水 7 5 2 ー 2 6 0 定計画

埠頭用地 1 (施設用地及び保管施設用地) 定計画

2 旅客船埠頭計画

の外・内 一 要に に対処するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

旅客船埠頭計画

地区

下の 定計画を する。

定計画

水 1 2 1 ー 3 5 0

埠頭用地 2 (旅客施設用地)

3 危険物取扱施設計画

配分基地の、計画のしに、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

危険物取扱施設計画

門 地区

下の定計画を する。

定計画

水 9 2 一 (専用)

水 7 5 1 一 (公共)

水 7 5 1 一 (専用)

水 5 5 1 一 (専用)

水 4 5 1 一 (専用)

危険物取扱施設用地 3 2

4 専用埠頭計画

地の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

専用埠頭計画

門 地区

水 7 5 水際 2 6 0 定計画

地区

水 3 物 1 2 0 定計画

地区

下の定計画をする。

(定計画)
水 6 5 水際 1 2 0

地区

水 5 5 水際 1 0 0 定計画

5 水域施設計画

施設の計画に対して、
、地及び・地を次のとおり計画する。

水域施設計画			
1)			
門地区	門	水 10	400
			設の変更計画
〔	設		
	門	水 10	300 400
			〕
地区		水 17	400 980
			設の変更計画
〔	設		
		水 17	400 480
			〕
海地区	海	水 8 5	150
			設の変更計画
〔	設		
	海	水 8 5	120
			〕
地区		水 17	350 700
			定計画

下の 定計画を する。

定計画			
地区	水	1 4	4 0 0
地区	水	1 2	2 5 0

2) 地

門 地区 水 7 5 3 定計画の変更計画

定計画			
門 地区	水	7 5	3

門 北地区 水 1 0 1 規計画

地区 水 7 5 1 規計画

地区 水 7 5 1 定計画

地区 水 8 5 1 設の変更計画

設			
地区	水	7 5	5

地区	水	17	2	定計画の変更計画
	水	13	1	定計画の変更計画
	水	10	3	定計画の変更計画

定計画				
地区	水	17	52	
地区	水	75	13	11

下の定計画をする。

定計画				
門	地区	水	759	32
	地区	水	7514	86
	地区	水	1012	49
	地区	水	75	5
		水	65	5

3) ・ 地

門 地区 水 7 5 1 0 定計画

地区 水 7 5 3 規計画

水 7 5 9 2 定計画

地区 水 8 5 4

設の変更計画

(設
地区 地 水 7 5 5)

地区 水 1 7 3 7

定計画の変更計画

水 1 3 1 8

定計画の変更計画

(定計画
地区 地 水 1 7 5 2
地区 地 水 7 5 1 3 1 1)

6 外郭施設計画

港内の 及び船 の 全を るため、外郭施設を次のとおり計画する。

外郭施設計画

1)

門 地区 第1	1 4 6 0	
	(1 3 0 0 設)	設の変更計画
門 北地区 第2	() 1 0 0	規計画
第2	2 5 0	設

下の 定計画を する。

定計画	
門 地区 第3	1 0 7 0
地区	1 0 0

7 小型船だまり計画

船、船の利用及び ー ー の な を るため、
小型船だまりを次のとおり計画する。

小型船だまり計画

大 地区

大 第2船だまり

70 設の変更計画

(設
40)

地区

船だまり

物 水 3 430 定計画の変更計画

埠頭用地 1 定計画の変更計画

(定計画
地 水 3 2
物 水 3 280
小型 2基
埠頭用地 1)

地区

第1船だまり

物 水 3 300 定計画

埠頭用地 1 定計画

第3船だまり

物 水 3 5 530 規計画

埠頭用地 1 規計画

地区

第1船だまり

物 水 4 440 定計画の変更計画

埠頭用地 1 定計画の変更計画

(定計画
物 水 4 450
埠頭用地 3)

第3船だまり

430 規計画

なお、 に い、 設の 100 を する。

下の 定計画を する。

定計画

地区

船だまり

290

小型 1基

水 4 5 350

物 水 4 400

埠頭用地 2

海 地区

小 船だまり

物 水 3 70

埠頭用地 1

地区

船だまり

小型 3基

埠頭用地 1

地区				
船だまり				
水	4	5		5 2 0
埠頭用地	1			

8 マリーナ計画

の 一 一 の 要に に対処するため、マリーナを次の
とおり計画する。

マリーナ計画

地区

下の 定計画を する。

定計画

660

物 水 4 100

船 40

小型 6基

リ 一 施設用地 8

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の発展とともに、港湾と後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

臨港交通施設計画			
臨港	門	埠頭1	規計画
点	門	埠頭	点 門 3 2
臨港	定計画の変更計画		
点	小型船だまり	点	1 4 2
{ 定計画 臨港 点 小型船だまり 点 国 1 9 9 2 4			
臨港	1	規計画	
点	2	点	1 6 2
臨港	2	規計画	
点	埠頭	点	1 2
臨港	1 6	規計画	
点	1	点	1 2
臨港	1	規計画	
点	埠頭	点	1 3 2

臨港 びき 3 定計画
 点 埠頭 点 国 4 9 5 4

臨港 びき 4 定計画
 点 びき 2 点 びき 2 2

下の 定計画を する。

定計画
 臨港 1
 点 埠頭 点 本 4
 臨港 2
 点 小型船だまり
 点 臨港 1 2
 臨港 3
 点 地
 点 臨港 1 2 4
 臨港
 点 埠頭 点 国 1 9 9 2

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を 保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

廃棄物処理計画

土、 廃棄物、 廃棄物 1 9 2 0 3を廃棄物
に り 処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計
画する。

地区	海	処分用地	1 3 3	規計画
門 地区	海	処分用地	4 9	定計画

地区

下の 定計画を する。

定計画	
廃棄物処理用地	1 1 2

2 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を るとともに、 な 水 の特 を かした
 港湾 を形成するため、 地を次のとおり計画する。

港湾環境整備施設計画

門 北地区	地	16	定計画
地区	地	1	定計画
門 港 地区	地	1	規計画
地区	地	5	定計画の変更計画
地区	地	71	定計画の変更計画
地区	地	5	定計画の変更計画

定計画			
地区	地	9	
地区	地	72	
地区	地	5	

下の 定計画を する。

定計画			
海 地区	地	1	
地区	地	29	
海		800	
		1基	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対 するとともに、 な機能 和し、 する の、 い港湾 の形成を るため、土地造成及び土地利用計画を次の とおり計画する。

1 土地造成計画

用 地区	埠頭 用地	港湾 関 用地	交流 用地	■ 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	地	廃棄物 処理施 設用地	位	
									海 処分 用地	計
門									20 20	20 20
門	1 1								49 49	49 49
門 北	1 1									1 1
				4 4						4 4
	1 1									1 1
	1 1			11 11						11 11
	1 1									1 1
	1 1									1 1
	2 2								133 133	135 135
	1 1									1 1
計	5 5			15 15					202 202	222 222

- 1) () は、港湾の交、利用及び保全 びに港湾に隣接する区域の保全に特に 接に関 する土地利
用計画で内 である。
- 2) 整理のため、内 の和は必 しも 計とはならない。

2 土地利用計画

位

用地区	埠頭用地	港湾開用地	交流用地	■用地	市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	地	廃棄物処理施設用地	海処分用地	計
門	1 1									20 20	21 20
門	13 13	9 9		109 109		1 1	13 13	2 2		49 49	195 195
門 北	29 29	121 121	3 3	31 31		15 15		34 34			231 231
	1 1	1 1									2 1
	55 55	36 36				4 4		10 10			105 105
	15 15	5 5		23 23	1	8 8	6 6				55 56
門 港	9 9	17 17	3 3			3 3		6 6			38 38
海	14 14	3 3									17 17
大	1 1	3 3		14 14							17 17
	9 9	11 11	6 6		5	1 1	7 7	5 5	1 1		39 43
				148 148							148 148
	31 31	55 55		80 80			16 16	1 1			182 182
	10 10	10 10		705 705	1	4 4	21 21	1 1			752 751
	1 1		10 10	319 319	31	4 4		4 4			338 369
	8 8	2 2		197 197							208 208
	3 3			72 72							75 75
	2 2	1 1			2	1 1		2 2			5 7
北	5 5			40 40		1 1					46 46
	28 28	67 67	2 2	991 991		64 64		115 115		133 133	1 399 1 399
	72 72	73 73		167 167		24 24		19 19	32 32	85 85	472 472
							14 14				14 14
計	304 304	413 413	22 22	2 896 2 896	39	128 128	76 76	197 197	32 32	287 287	4 355 4 394

1) ()は、港湾の交、利用及び保全 びに港湾に隣接する区域の保全に、特に 接に関する土地利用計画
で内 である。

2) 整理のため、内 の和は必 しも 計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域（PFI）

効率的な運営を特に促進する区域（PFI）

地区

下の 定計画を する。

定計画

水 15 2 ー 700

水 10 2 ー 340

埠頭用地 42 (施設用地及び保管施設用地)

(37 設、5 事)

2 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

地区

定計画 おりとする。

定計画

水 9 2 ー 4 4 0

埠頭用地 2 (施設用地及び保管施設用地)

交通機能用地（臨港 ） 1

3 臨海部物流拠点を形成する区域

臨海部物流拠点を形成する区域

地区

定計画 おりとする。

定計画			
水	15	2	— 700
水	10	2	— 340
埠頭用地	56	(14 事)
港湾関 用地	35	(7 事)
交通機能用地	10	(1 事)

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網及又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

回計画している施設の、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は 下のとおりである。

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

門 地区

門 水 1 0 4 0 0 設の変更計画

門 地区

第1 1 4 6 0 (1 3 0 0 設)

設の変更計画

水 7 5 1 ー 1 8 0 規計画

門 北地区

第2 () 1 0 0 規計画

地区

水 1 3 1 ー 2 6 0 定計画の変更計画

地 水 1 3 1 定計画の変更計画

・ 地 水 1 3 1 8 定計画の変更計画

地区

水 15

1 ー

350

ナ船用

設の変更計画

2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

港湾及び港湾に隣接する地域を なる、地震に なるから するため、北九州港の 港湾 P の策定に て、国・地方関 機関、物流を 事 者、 となる、 の関 者と し て、取り を進める ととする。 後は、地域 計画、 後 海 保全基本計画 の しに せて、定 なる の規 模及び に た 対策の を進める。

3 大規模地震対策施設

回計画している施設の、下の施設について、大規模地震
 したに物資の輸送、のにとともに、必要な
 国際海上の物流機能をするため、大規模地震対策施設として
 計画する。

大規模地震対策施設計画				
海	地区			
水	1 1	1	—	2 1 0 設の変更計画
	地区			
水	7 5	1	—	2 0 0 設
	地	2		設の変更計画
	地区			
水	7 5	1	—	1 3 0 定計画の変更計画
	地区			
水	1 5	1	—	3 5 0 設の変更計画

下の 定計画を する。

定計画					
地区					
水	1 4	1	ー	3 3 0	ナ船用
地区					
水	1 2	1	ー	2 5 0	ナ船用